

北秋田市公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 この規約は、北秋田市（以下「本市」という。）が市民等利用者の情報の取得及び発信の利便性の向上を図ることを目的とし、提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 本規約は、本サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、本市の公共施設を訪れる個人に限るものとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

(サービスの内容)

第3条 利用者は、本サービスを利用してインターネットに接続がすることができる。

2 本サービスの利用料は無料とする。ただし、インターネット上で利用した有料サービスは、利用者が負担するものとする。

(利用の制限)

第4条 本市は、本サービスの適切な利用を図るため、特定のサイトへの接続を制限するフィルタリングを行う等の接続制限を行うことができるものとする。

2 本サービスの通信は暗号化されていないため、個人情報を含む情報の通信には極力注意すること。

(利用情報の記録及び利用)

第5条 本市は、利用者が本サービスを利用した際に適切な利用を図るため、アクセスログ等の詳細な利用情報を取得できるものとする。

2 本市は、取得した情報を本サービスの利用状況調査や内容の充実、障害解析、行政機関等からの調査・捜査に関する協力要請対応等に利用できるものとする。また、箇所ごとの利用者数、利用時間帯、利用端末及び利用言語等に関する情報は、個人を特定できない情報に処理し、第三者の利用に供することができるものとする。

(利用条件)

第6条 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する

- る法律(平成11年法律第128号)その他関係法令を遵守しなければならない。
- 2 本サービスに接続するための通信機器本体並びに付属機器等及び、機器に供給する電源は、利用者が準備するものとする。
 - 3 本サービスを利用するための通信機器の設定操作及び必要なセキュリティ対策と有害サイトへのアクセス制限等は利用者の責務において行うものとする。

(禁止事項)

第7条 利用者は、本サービスの利用において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他者の財産・著作権・プライバシー権等、その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 前号に掲げる行為のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
 - (3) 本市又は他者を誹謗中傷する行為
 - (4) 公序良俗に反し、若しくは反するおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
 - (5) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
 - (6) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
 - (7) 認証情報を不正に使用する行為
 - (8) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを使用又は提供する行為
 - (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数の者にメールを送信する行為
 - (10) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
 - (11) 選挙期間中であるか否かに関わらず、選挙運動又はこれに類する行為
 - (12) その他法令に違反し又は違反するおそれのある行為
- 2 利用者が禁止事項を行うことによって、本市、利用者本人及び他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者はすべての法的責任を負うものとし、本市は一切の責任を負わないものとする。

(利用資格の停止及び取消)

第8条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止又は取消することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であると本市が判断した場合

(運用の中止)

第9条 本市は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を中止できるものとする。

- (1) システムの保守又は工事を、定期的または緊急に行う場合
- (2) 戦争・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電その他の非常事態等により、通常どおり本サービスの運用ができない場合
- (3) 本サービスに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他、本市が本サービスの提供を中止すべきと判断した場合

(免責事項)

第10条 本市は、本サービスの提供に関連して利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

- 2 本サービス内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その安全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保障も行わないものとする。
- 3 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウィルス感染等による被害、又は、データの破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について本市は一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者が、本サービスへの接続に係る通信機器の種類並びに構成や設定等その他理由によって、本サービスを利用できない場合があっても、本市は一切責任を負わないものとし、個別の問い合わせ等には対応しないものとする。
- 5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- 6 本サービスを利用される場合、利用者は本規約に同意したものとみなす。

(規約の変更)

第11条 本市は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和3年4月1日より施行する。